

新潟市障がい福祉サービス事業者等の業務管理体制確認検査実施要綱

（目的）

第1条 本要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）の業務管理体制に対する検査を、新潟市が行うために必要な手順等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

（検査の対象）

第2条 この要綱で定める検査は、新潟市に対して障害者総合支援法第51条の2第2項から第4項及び第51条の31第2項から第4項の規定並びに児童福祉法第21条の5の26第2項から第4項、第24条の19の2において準用する第21条の5の26第2項から第4項及び第24条の38第2項から第4項の規定による届出を行った障がい福祉サービス事業者等及び届出を行うべき障がい福祉サービス事業者等を対象とする。

（検査の方針）

第3条 検査は、障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日付け障発第0330号第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を踏まえ実施する。

（検査の種類）

第4条 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

（1） 一般検査

一般検査は、第2条に定める障がい福祉サービス事業者等に対し、業務管理体制の整備状況及び運営状況を確認するため概ね6年に1回実施する。

（2） 特別検査

特別検査は、第2条に定める障がい福祉サービス事業者等において、当該指定に係る事業所又は施設の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施する。

(検査の方法)

第5条 検査は、障害者総合支援法第51条の3、第51条の32の規定、児童福祉法第21条の5の27、第24条の19の2において準用する第21条の5の27並びに第24条の39の規定に基づき、業務管理体制の整備に関して書面等による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は対象となる障がい福祉サービス事業者等の事業所など一定の場所において面談により報告を求め、又は質問すること等により実施する。

2 前項の検査は、「新潟市指定障がい福祉サービス事業者等指導実施要綱」に基づく実地指導又は「新潟市指定障がい福祉サービス事業者等監査実施要綱」に基づく監査を実施する場合に併せて行うことができるものとする。

3 特別検査は、第1項による方法のほか、対象となる障がい福祉サービス事業者等の事業所若しくは事務所など関係のある施設へ立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することにより、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、特別検査を実施する契機となった事案へ障がい福祉サービス事業者等が組織的に関与していたか否かを検証する。

(実施計画)

第6条 検査に係る実施計画は、毎年度当初に作成し、検査はこれに基づいて行う。ただし、必要があると認めるときは、臨時に検査を行うことができるものとする。

(結果の通知等)

第7条 検査の結果、第8条に規定する行政上の措置に至らないで改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行うものとし、改善の状況については、期限を付して報告を求める。

(行政上の措置)

第8条 検査の結果、業務管理体制の整備に違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第51条の4、第51条の33の規定、児童福祉法第21条の5の28、第24条の19の2において準用する第21条の5の28並びに第24条の40の規定に基づき次の各号の行政上の措置を行う。

(1) 勧告

障がい福祉サービス事業者等に体制整備違反等の事実が確認された場合、当該障がい福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告する。勧告を受けた当該障がい福祉サービス事業者

等は期限内に文書により報告を行うものとする。

なお、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

障がい福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障がい福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令するものとする。命令した場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた当該障がい福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(弁明の機会の付与)

第9条 検査の結果、当該障がい福祉サービス事業者等が命令の処分に該当すると認められる場合は、検査後、命令の処分の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会の付与を行う。ただし、同法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、同条第1項第2号の規定は適用しない。

(国への報告)

第10条 障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針の規定に基づき、検査及び行政措置の実施状況については厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年12月1日から施行する。